

旧去川小学校跡地利用計画募集要項

1 趣 旨

平成21年4月に廃校となった旧去川小学校について有効利用を図るとともに、去川地域の発展に寄与するような跡地利用計画を募集します。

2 利用対象施設

旧去川小学校校舎、運動場及びプール（体育館は対象外です）

施設名	所在地	区 分	建設年度	経過年	階数	面積	備 考	
旧去川小学校	宮崎市高岡町 内山3615番地1	校舎1	H1	28年	2階	794㎡		
		校舎2	S46	46年	2階	144㎡		
		校舎3	S41	51年	2階	209㎡		
		運動場					3,147㎡	
		プール	S53	39年			335㎡	附属室含む
		体育館	S49	43年			496㎡	利用対象外

※経過年は、平成30年3月31日における経過年数になります。

※運動場周辺には、記念碑や国旗掲揚台等の工作物があります。

※貸付対象となる土地の面積は、学校全体から利用対象外の体育館とその周辺の面積を除いた実測値になります。

3 応募資格

個人、企業、団体（市内・市外を問わない）

ただし、次の要件を満たしていること。

- (1) 国税、地方税を問わず税を滞納していないこと。
- (2) 事業実施に向けて財政的な裏付けが確保できること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員の統制下にある者でないこと。

4 貸付条件

- (1) 運動場及び校舎等の建築物などの一体的な貸付を前提とします。
- (2) 貸付料の年額は、実測に基づく土地の面積に係る前年の相続税課税標準額の4%とします。

【貸付料 参考（平成30年中に貸付けた場合）】

平成29年度の固定資産評価額：2,052円/㎡

相続税課税標準額：2,052円×1.1（倍率）×（仮定）約5,300㎡＝11,963,160円

貸付料：11,963,160円×0.04＝478,526円（1円未満切り捨て）

- (3) 貸付期間は5年間とし、期間終了後には協議のうえ更新できるものとします。
- (4) 利用権利を第三者に譲渡又は貸し出すことはできません。
- (5) 利用計画が次のいずれにも該当しないこととします。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業等に供する用途である場合。
 - イ 宗教活動や政治活動を目的とした用途である場合。
 - ウ 公益を害するおそれのある用途である場合。
 - エ その他地域住民の理解が得られない用途である場合。
- (6) 本市において必要が生じた場合は、契約を解除することができるものとします。
- (7) 利用者は、周辺環境美化に努めるとともに、土地・建築物の適正な維持管理を行うこととします。なお、貸付期間中の土地・建築物の維持管理にかかる費用については、利用者が負担することとします。
- (8) 利用対象施設は現状のままで貸付けを行い、増築はできません。校舎等の建築物等を改造する際は事前に協議するものとし、その費用は利用者において負担することとします。また、貸付期間満了の際は、利用者が速やかに原状回復することとし、その費用は利用者が負担することとします。
- (9) 運動場周辺にある記念碑や国旗掲揚台等について移転等の必要がある場合は、事前に協議するものとし、その費用は利用者において負担することとします。
- (10) 校舎や運動場については、地域共存を図るため、地域への開放をお願いする場合があります。
(例：災害時の避難所として校舎利用、地域によるイベント開催時の駐車場としての運動場利用等)
- (11) 上記に定めることのほか、施設等の整備及び運営にあたっては、関連する法令等を遵守し、詳細については原則として宮崎市財務規則及び宮崎市公有財産規則に基づくものとします。

5 応募書類

- (1) 旧去川小学校跡地利用計画申込書（様式1）
- (2) 利用提案書（様式2）
- (3) 土地・建物の利用計画書（様式3）
- (4) 初期投資及び資金調達計画書（様式4）
- (5) 利用スケジュール表（様式5）
- (6) 利用者概要書（様式6）
- (7) 法人登記簿謄本（登記事項全部証明書）
- (8) 財務関係書類「貸借対照表」「損益計算書」（過去3期分）
「平成28年分確定申告書の写し」
- (9) 納税証明書（過去3ヶ年分）
- (10) その他必要に応じた資料

※ 民間団体や事業形態等を理由に、提出できない書類がある場合はご連絡ください。

6 募集期間

平成29年10月10日（火）から平成29年11月8日（水）まで

7 現地視察

個別に施設を見学することは可能です。校舎内部等への立ち入りを希望する場合は、事前に宮崎市教育委員会企画総務課へご連絡ください。

8 選定方法

- (1) 選定委員会において、ヒアリング等を行い候補者を選定します。
- (2) 選定の結果については、書面で通知します。
- (3) 選定された候補者については、市議会の議決後に正式決定となります。

9 利用開始時期

利用決定から開始までの間については、手続きに一定期間を要しますのでご了承ください。

10 その他

利用方法として、次の事業を行う場合には、宮崎市及び宮崎県の企業立地奨励制度の対象となる場合があります。詳しくは、宮崎市工業政策課（0985-21-1793）までお問い合わせください。

- (1) 物品の製造の事業
- (2) 研究開発等の事業
- (3) 流通関連の事業 など

11 応募・問い合わせ先

問い合わせ先、応募書類の提出先は次のとおりです。

〒889-1696

宮崎県宮崎市清武町西新町1番地1

宮崎市教育委員会 企画総務課 企画係

電話 0985-85-1857

FAX 0985-44-5445

e-mail 45soumu@city.miyazaki.miyazaki.jp

※ 募集要項、応募書類は宮崎市のホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>)